

地震・津波災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び性格

本編は、幌延町の地域における地震災害、津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、基本法第42条の規定に基づき作成されている町地域防災計画の「地震・津波対策編」として作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「基本対策編」によるものとする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、町及び北海道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1項 計画推進に当たって基本となる事項

町は、「総則編／第1章／第5節 幌延町の防災ビジョン」等を踏まえ、次の事項を基本として計画を推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守る）、共助（地域において互いに助け合う）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、町全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第2項 実施責任

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震、津波災害から保護するため、防災関係機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

第3節 幌延町周辺における地震の発生状況

年月日時分	震央名	緯度	経度	深さ	マグニチュード	震度又は被害状況
1918年(大正7年) 5月26日 07時30分	北海道北西沖	44.2度	141.6度	10km	M6.8	最大震度は幌延町と小平町鬼鹿で震度5であった。 鬼鹿で軽微な被害があった。
1940年(昭和15年) 8月2日 00時08分	北海道西方沖	44度22分	139度49分	0km	M7.5	最大震度は羽幌町・幌延町他で震度4であった。 津波により天塩川河口付近で11名が死亡、津波は天塩川を約60kmさかのぼり間寒別付近まで達した。
1968年(昭和43年) 7月17日	宗谷地方北部	詳細不明				地震が多発。01時53分の地震で、幌延町間寒別豊神地区で震度5相当で、校舎一部破損。 中間寒では震度3を5回観測した。
1975年(昭和50年) 12月20日～ 翌年1月5日	宗谷地方北部	詳細不明				地震が多発。12月25日15時40分の地震で、聞き取りによる最大相当震度は、豊富町で震度4、幌延町で震度2であった。
1986年(昭和61年) 8月23日～31日	宗谷地方北部 から 留萌地方中北部	44度52分	141度55分	45km	M3.9 (一連の最大、 26日03時42分)	小さな地震が多発。 聞き取りによる最大相当震度は26日03時42分の地震で天塩町では震度3、29日12時32分の地震で幌延町では震度3であった。
1992年(平成4年) 12月17日～30日	宗谷地方北部	45度03分	141度47分	41km	M4.3 (一連の最大、 17日19時07分)	小さな地震が多発。 17日19時07分の地震で、聞き取りによる最大相当震度は、幌延町と豊富町稚咲内で震度3であった。
2004年(平成16年) 12月14日	留萌地方南部	44度06分	141度42分	9km	M6.1	苫前町で最大震度5強を観測。 軽傷者8名、住宅一部破損165棟。
2008年(平成20年) 10月4日 16時24分	宗谷地方北部	45度02分	141度57分	10km	M3.6	幌延町で最大震度4を観測。
2018年(平成30年) 6月20日 5時28分	宗谷地方北部	44度59分	141度51分	40km	M4.1	幌延町で最大震度3を観測。
2018年(平成30年) 9月6日 3時7分	胆振地方中東部	42度41分	142度00分	37km	M6.7	幌延町で最大震度3を観測。
2019年(令和元年) 12月12日 1時9分	宗谷地方北部	45度06分	141度52分	10km	M4.2	幌延町で最大震度4を観測。
2022年(令和4年) 6月20日 9時18分	宗谷地方北部	45度00分	141度90分	10km	M4.4	幌延町で最大震度4を観測。
2022年(令和4年) 8月4日 13時41分	宗谷地方北部	45度00分	141度90分	10km	M3.7	幌延町で最大震度4を観測。
2022年(令和4年) 8月11日 0時53分	宗谷地方北部	44度90分	142度10分	4km	M5.4	幌延町で最大震度4を観測。 同日0時35分にも、最大震度3の地震を観測。

(注) 札幌管区気象台による。

第4節 地震・津波の想定

第1項 地震の想定

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、地震の発生可能性の長期的な確率評価を平成17年から行っている。平成19年に幌延町に影響のある断層で、「サロベツ断層帯」の長期評価が公表された（表1）。

また、北海道防災会議では、平成25年9月に「想定地震による強震度予測及び震度分布図作成について」を公表している。「サロベツ断層帯」に関する図が、図1及び図2である。

表1 長期評価の概要（算定基準日 令和5年1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価	地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
				30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
サロベツ断層帯	さろべつ だんそうたい	7.6程度	S*ランク	4%以下	7%以下	10%以下	1.3以下	約4,000年～8,000年 約5,100年前以後

図1 強震動予測及び震度分布図作成について（サロベツ断層帯）

サロベツ断層帯 (Mj : 7.6) (断層モデル30_1)

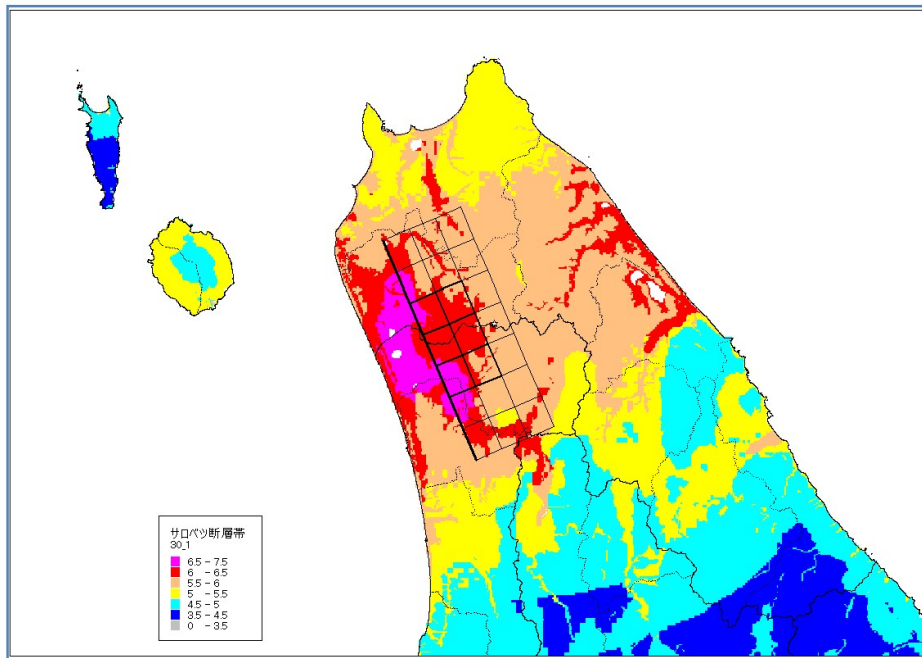
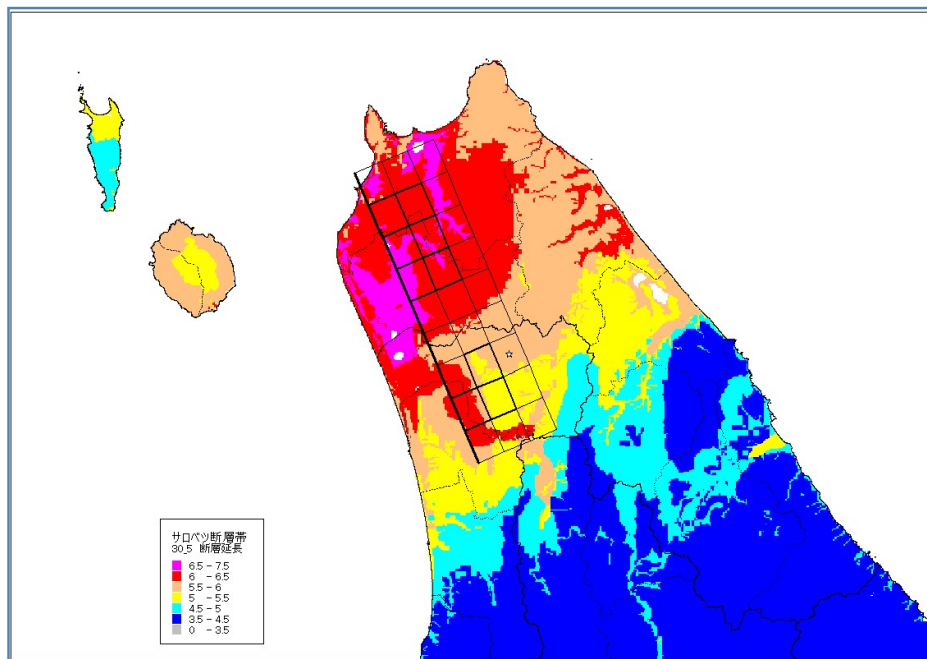


図2 強震動予測及び震度分布図作成について（サロベツ断層帯北延長）

サロベツ断層帯 (Mj : 7.6) (断層モデル30_5)



第2項 津波の想定

北海道防災会議の地震火山対策部会地震専門委員会では、「日本海沿岸の津波浸水想定の見直し報告書」（2017年2月9日）が公表され、幌延町に津波の影響がある地震として図3中の「F01」「F02F03連動」「F09」の3つの地震が示された。

各断層モデルの概要は図4による。これらの地震による津波シミュレーションの結果は、表2のとおりである。なお、地震調査研究推進本部地震調査委員会による長期評価を表3に示す。

図3 津波断層モデル（平成29年2月 北海道による）

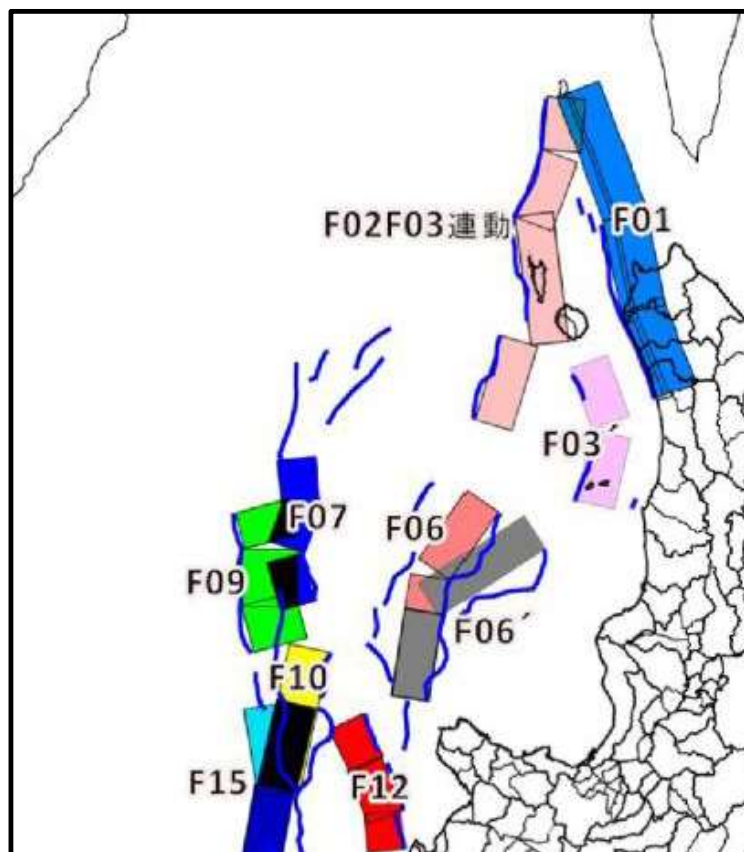


表2 想定津波一覧（地点周辺でのT.P.上の高さを示す）

地点	断層	津波水位	最大遡上高	±0.2m	第1波
浜里	F01	5.4m	5.9m	1分	1分
	F02F03連動		8.1m	23分	42分
	F09	8.0m	9.6m	72分	78分
天塩川 河口大橋	F01	5.2m	5.9m	0分	1分
	F02F03連動		9.6m	25分	43分
	F09	8.2m	9.8m	72分	77分

±0.2m：津波影響開始時間
第1波：津波第1波到達時間

表3 長期評価の概要（算定基準日 平成29年1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 (約700年前後)
北海道北西沖の地震 「F01」 [F02F03連動]	7.8程度	0.002%～	0.006%～	0.01%～	0.54	3,900年程度
		0.04%	0.1%	0.2%		約2,100年前後
北海道西方沖の地震 「F09」	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.02-0.05	1,400～3,900年程度
						76.4年前後

図4 津波断層モデルの概要（平成29年2月 北海道による）

対象地震	F01		F02F03連動	
想定地震の規模	モーメントマグニチュード 7.9 ※		モーメントマグニチュード 7.8	
概要	説明	国の報告書により設定された津波断層モデルF01モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定		国の報告書では、津波断層モデルF02とF03を別々の津波断層モデルとして設定しているが、道ではこれらの津波断層モデルを包含する形状で、北海道北西沖（沿岸側）の津波断層モデルを平成22年に設定し、津波浸水予測図を広報している。このため、防災上の観点から既に公表している津波浸水予測図を踏襲し、F02とF03の連動を新たに設定
	波源域と地殻変動量	<p>波源域 地殻変動量</p>	<p>波源域 地殻変動量</p>	
対象地震	F09			
想定地震の規模	モーメントマグニチュード 7.6 ※			
概要	説明	国の報告書により設定された津波断層モデルF09モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定		
	波源域と地殻変動量	<p>波源域 地殻変動量</p>		

※は、国の報告書で設定された津波断層モデルのモーメントマグニチュード値

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するものとするとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1項 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2項 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3項 駅やスーパー等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4項 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 堅牢な建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 堅牢な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

第5項 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、避難の際は長距離、又は徒歩での避難が困難など、特別の場合を除き、できる限り車の使用を控えること。

第6項 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

第2節 地震に強いまちづくりの推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木建造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、建造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1項 地震に強い町構造の形成

- 1 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図るものとする。
- 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- 3 不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急体制を強化するものとする。

第2項 建築物等の安全性

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 町及び防災関係機関並びに施設管理者は、不特定多数の者が利用する建築物及び医療機関等の応急対策上重要な建築物の耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- 7 町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策やブロック塀等の安全化、耐震診断・耐震補強等を促進する施策の積極的な実施に努めるものとする。
なお、地震により被害を受けた建築物は、余震による倒壊等の二次災害が発生する危険性があるため、町は応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めるものとする。
- 8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3項 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計や交通ネットワークの充実に努めるものとする。

第4項 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5項 ライフライン施設等の機能確保

- 1 町及び防災関係機関並びにライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。
- 3 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けて自発的な取り組みを促進するものとする。
- 4 町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6項 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

また、町は、地震が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。

第7項 液状化対策等

- 1 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 町は、国や北海道と連携し、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8項 津波に強いまちづくり

本町の津波災害警戒区域には住宅はなく、今後も災害の危険性が低い地域に住宅を建設するよう誘導する。

また、当該地域の来訪者が速やかに避難できるよう、町及び北海道は、避難道路の整備や海岸付近の社会基盤の適切な維持・管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1項 防災知識の普及・啓発

1 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(1) 啓発内容

- ① 防災訓練、避難場所運営訓練の実施
- ② 講習会、研修会等の実施
- ③ 防災活動の手引き等のパンフレットの配布

(2) 普及方法

- ① 町地域防災計画による各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震に関する基礎知識
- ④ その他地震防災対策上必要な事項

2 住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ① 地震・津波に対する心得
- ② 地震・津波に関する一般知識
- ③ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ④ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑤ 災害情報の正確な入手方法
- ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑦ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ⑧ 自動車運転時の心得
- ⑨ 救助、救護に関する事項
- ⑩ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑪ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

- ⑫ 高齢者、障がい者など要配慮者への配慮
- ⑬ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ① テレビ、ラジオ及び新聞の利用
- ② I P告知端末機、ホームページ、広報誌の利用
- ③ 広報誌、広報車両の利用
- ④ 映像資料による普及
- ⑤ パンフレットの配布
- ⑥ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 北海道及び町並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2項 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習慣を積極的に推進するとともに、地域住民との交流を図り、過去の災害事例や教訓等を伝承する機会の創出を図る。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして充実する。
- 4 社会教育においては、P T A、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3項 普及・啓発の時期

防災知識の普及啓発は、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1項 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

本町における最大水位は、浜里において津波水位8.0m、最大遡上高9.6m、天塩川河口大橋で津波水位8.2m、最大遡上高9.8mが想定されている。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、北海道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2項 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、北海道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いたうえで、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、町、国、北海道等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、北海道の支援を受けながら、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町、国、北海道等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

町は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で

共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部の事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 住民への啓発、訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関の教育・訓練

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、住民に対して、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (4) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表さ

れる、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。

- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

第5節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防の指導の徹底及び消防力整備について次の計画により実施するものとする。

第1項 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、北留萌消防組合火災予防条例に基づく、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化するものとする。

第2項 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要となることから、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図るものとする。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図るものとする。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域における自主防災組織等の設置及び育成指導を強化するものとする。
- 3 ホテルや医療施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第3項 予防査察の強化指導

消防法に規定する防火対象物の立入検査を用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生や危険物の排除に努め、予防対策の万全な指導を図るものとする。

- 1 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施するものとする。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第4項 消防力の整備

消防設備及び消防水利の整備を促進するとともに、消防職員の確保、消防技術の向上と消防体制の強化を図るものとする。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5項 消防計画の整備強化

北留萌消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置くものとする。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練

- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第6節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、町及び防災関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努めるものとする。

第1項 事業所等に対する指導の強化

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2項 危険物保安対策

1 事業者

- (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (3) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

2 町（消防署）

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

第3項 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

2 町（消防署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第4項 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

2 町（消防署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第5項 毒物・劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）、警察署又は消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

2 町（消防署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第6項 放射性物質災害対策

1 事業者（医療機関）

- (1) 事業者（医療機関）は、放射性物資漏洩防止体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに関係機関へ通報するものとする。

2 町（消防機関）

事業所（医療機関）の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第7節 建築物等災害予防計画

町では、現行の建築基準法に規定される耐震性能基準に満たない既存建築物の耐震診断及び耐震改修工事を促進するため、幌延町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修への支援や情報提供を図ることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

第1項 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震性

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、医療施設、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、北海道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震化診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導・助言に努めるものとする。

(2) 避難に重要な道路沿いに建つ建築物の耐震性の確保

町の区域の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう、必要に応じた耐震改修の促進を図るなど指導・助言等を行うものとする。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るなど指導・助言等を行うものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、ホームページやパンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制の整備に努めるものとする。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

4 被災建築物の安全対策

- (1) 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町及び北海道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、

住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

5 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

6 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

第2項 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第8節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

第1項 液状化対策の調査・研究

町、北海道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

第2項 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下の項目が考えられることから、施設や場所、地質等の状況に応じて、適宜対策を取るものとする。

- 1 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- 2 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- 3 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第3項 液状化対策の普及・啓発

町及び北海道、防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。なお、応急活動体制は、「総則編／第3章／第1節／第2項 災害応急体制」に基づくものとする。

また、北海道の災害対策現地合同本部が設置された場合、北海道本部等と連携を図る。

第2節 地震、津波情報の伝達計画

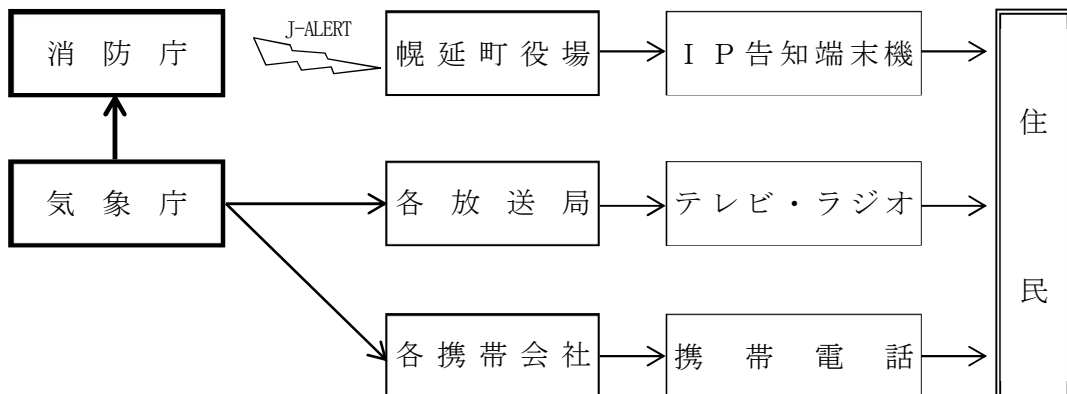
第1項 地震動警報及び予報等の伝達

1 地震動特別警報、警報及び予報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、次のとおり地震動の特別警報、警報及び予報を発表する。

区 分	情報発表の名称	発表内容・基準等
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名及び強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名を発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

2 緊急地震速報（警報）の伝達系統図



3 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次発表される情報は次のとおりである。

種 類	発表基準	内 容
震 度 速 報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震 源 に 関 する 情 報	・震度3以上 (津波警報、注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推 計 震 度 分 布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

4 地震発生時にとるべき行動等の周知・広報

町は、住民が緊急地震速報の内容等について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれるよう、稚内地方気象台と協力し、防災訓練及び地震・津波防災講演などで周知・広報に努める。

第2項 津波警報及び予報等の伝達

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、津波による災害が予想される場合に、次のとおり大津波警報、津波警報及び津波注意報を公表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	巨大地震 の場合の 発表	想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)		
大津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで3mを超える 場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失 し、人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビ ルなど安全な場所へ避難す る。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで1mを超 え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発 生。人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビ ルなど安全な場所へ避難す る。
津波 注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以上、 1m以下の場合であっ て、津波による災害のお それがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れ に巻き込まれ、また養殖い かだが発見し小型船舶が転 覆する。 海の中にいる人はただち に海から上がって、海岸か ら離れる。

2 津波情報

津波警報、注意報を公表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを、津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を津波予報として発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 伝達系統図

津波警報等の伝達系統は、「総則編／第3章／第2節／第2項／1（4）気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達」に準ずる。

第3節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、基本対策編に準ずるほか、次のとおりとする。

第1項 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備に努めるものとする。

第2項 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域等を把握し、又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3項 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4項 地震火災対策計画の作成

町及び北留萌消防組合は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成するものとする。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考

えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第4節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1項 津波警戒体制の確立

町は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

第2項 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの堅牢な建物の高い階などに緊急避難するよう伝達する。

第5節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は生活の維持に重大な支障が生じることから、速やかな応急復旧対策を実施する。

第1項 上水道

1 応急措置

建設部上下水道班は、地震・津波災害による上水道施設の復旧及び飲料水を確保するため、直ちに必要な人員、車両を確保し、動員体制及び情報連絡体制を確立し、施設の点検、被害状況の把握及び復旧を行う。

2 広報

上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

第2項 下水道

1 応急復旧

建設部上下水道班は、地震・津波災害による下水道施設の復旧及び汚水の疎通に支障のないよう直ちに必要な人員、車両を確保し、動員体制及び情報連絡体制を確立し、施設の点検、被害状況の把握及び復旧を行う。

2 広報

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第3項 電気

1 応急復旧

北海道電力株式会社道北支社及び北海道電力ネットワーク株式会社天塩ネットワークセンターは、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

北海道電力株式会社道北支社及び北海道電力ネットワーク株式会社天塩ネットワークセンターは、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4項 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6節 被災建築物安全対策計画

地震で被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 応急危険度判定の活動体制

北海道及び町は、関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

町は、必要に応じて道から建築技術者等の派遣等の支援を受けるものとする。

2 危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況等により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

(3) 判定内容、結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入して当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

(4) 判定の効力

所有者に対し、二次災害の発生を防止することを目的とした、行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 町及び北海道

町と北海道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

個別災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 積雪災害対策

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次のとおりである。

なお、本節に定められていない事項については、「基本対策編」によるものとする。

第1項 予防対策

1 交通の確保

- (1) 一般国道の除雪は、留萌開発建設部及び稚内開発建設部が行う。
- (2) 主要道道・一般道道の除雪は、宗谷総合振興局が行う。
- (3) 町道の除雪は、町が行う。

町道における除雪作業及び除雪区域割と除雪対象区域等については、年度毎の除雪計画により実施するものとする。

- (4) 交通規制は、各道路管理者及び天塩警察署（幌延駐在所、問寒別駐在所）が行うこととし、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

2 なだれ防止策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時、パトロールを実施するとともに、必要に応じて、なだれ予防措置を講ずるよう努めるものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合には、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定する。止むを得ず道路側面等を利用する場合には待避場を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

第2項 応急対策

1 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて、主要幹線から順次、除（排）雪を実施するものとする。

2 交通途絶地区の緊急対策

積雪が多く、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援

の措置をとるものとする。

なお、救援措置として、あらかじめ以下の対策を想定し、対策を講じるものとする。

- (1) 食料、燃料等の供給対策
- (2) 医療助産対策
- (3) 応急教育対策
- (4) 避難・救出

第2節 融雪災害対策

融雪による河川の出水、なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次のとおりである。

なお、本節に定められていない事項については、「基本対策編」及び「水防計画編」によるものとする。

第1項 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては稚内地方气象台、道が設置する「北海道融雪災害対策連絡部」と緊密な連絡をとり、町の区域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 融雪出水対策

(1) 町は、土砂災害警戒区域（別表4）、山地災害危険地区（別表5）及び、その他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

(2) 町及び消防機関は、地域住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

(3) 町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

3 なだれ等予防対策

道路管理者は、なだれ、崖崩れ、地滑り発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ予防措置に努めるものとする。

また、気象情報を把握し、なだれ、崖崩れ、地滑りの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

(1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあると認められるときは、道路の除排雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、円滑な交通の確保を図るものとする。

(2) 道路管理者は、積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害の発生を防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

第2項 応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ避難情報の発令、住民の避難等の応急対策を講ずるものとする。

第2章 風害対策

台風や低気圧による風害の予防対策に関する計画は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずるものとする。

また、学校、こども園及び医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮し、家屋その他の構築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの居住者、管理者が行うものであるが、状況に応じて町は、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の指導徹底を行うものとする。

なお、本章に定められていない事項については、「基本対策編」によるものとする。

第3章 高潮災害対策

本町の海岸は総延長約18.2kmで道道稚内天塩線が並行している。

高波、高潮による災害の予防計画として、高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の情報伝達手段の整備を推進するとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等、所要の措置を講じ、水防体制の確立を図り、住民等に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。

なお、本章に定められていない事項については、「基本対策編」及び「水防計画編」によるものとする。

第4章 事故災害対策

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・橋梁など道路構造物の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定めるものとする。

なお、本章に定められていない事項については、「基本対策編」によるものとする。

第1節 航空災害対策計画

第1項 基本方針

町の区域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第2項 災害予防

町は防災関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- (1) 航空運送事業者が航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- (2) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (3) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図るものとする。
- (6) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (7) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 航空運輸事業者

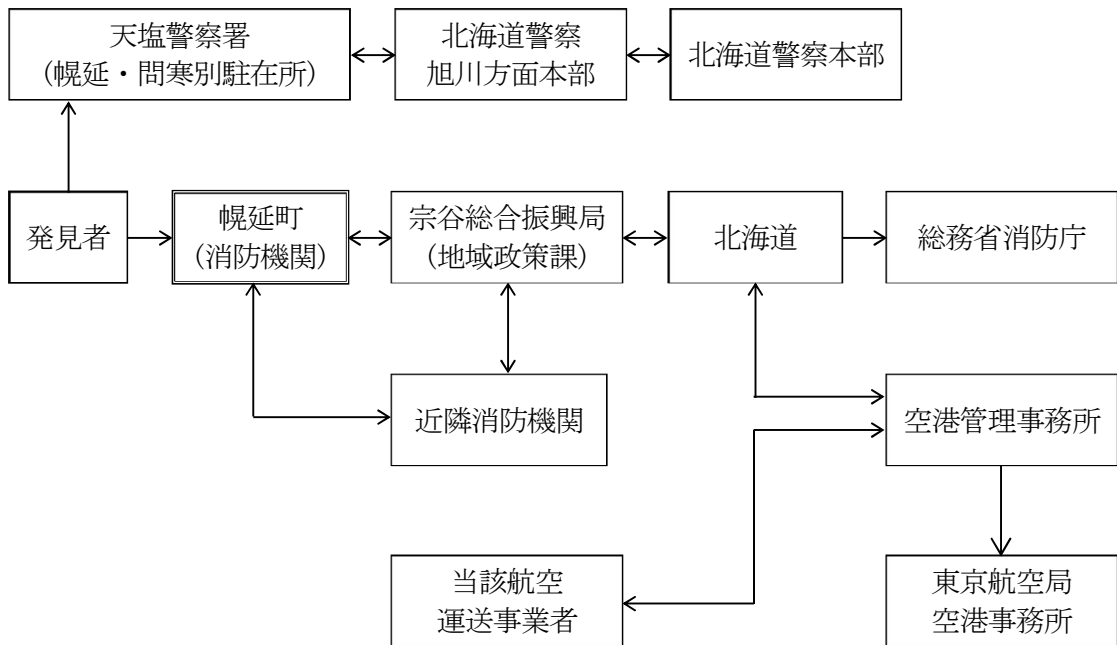
- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3項 災害応急対策

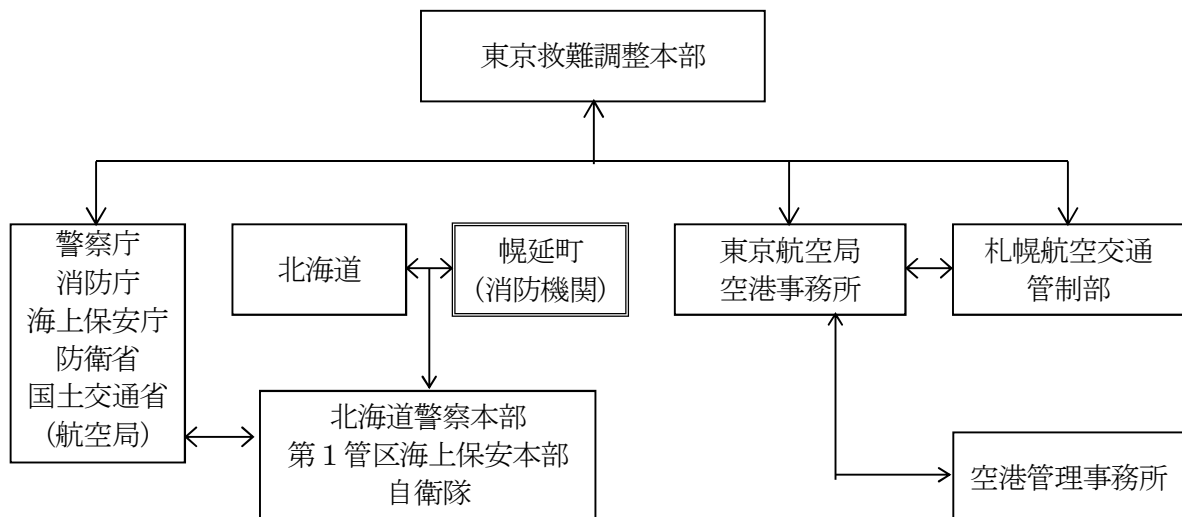
1 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索救難)



(3) 連絡先

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 空港保安防災課
(所在地) 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1
(電話) 03-5757-3003
(FAX) 03-5756-1541
国土交通省 東京航空局 稚内空港事務所
(所在地) 〒098-6643 稚内市大字声間村字声間6744
(電話) 0162-27-2727
(FAX) 0162-27-2730
国土交通省 新千歳空港事務所
(所在地) 〒066-8504 千歳市美々新千歳空港内
(電話) 0123-23-4101
(FAX) 0123-24-9850

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「基本対策編／第2章／第4節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 航空災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 航空災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 航空輸送復旧の見通し
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事

3 搜索活動

航空機の搜索救難活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、多様な手段を活用して行うものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

第1項 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第2項 災害予防

町は防災関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 北海道運輸局

- (1) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (2) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。

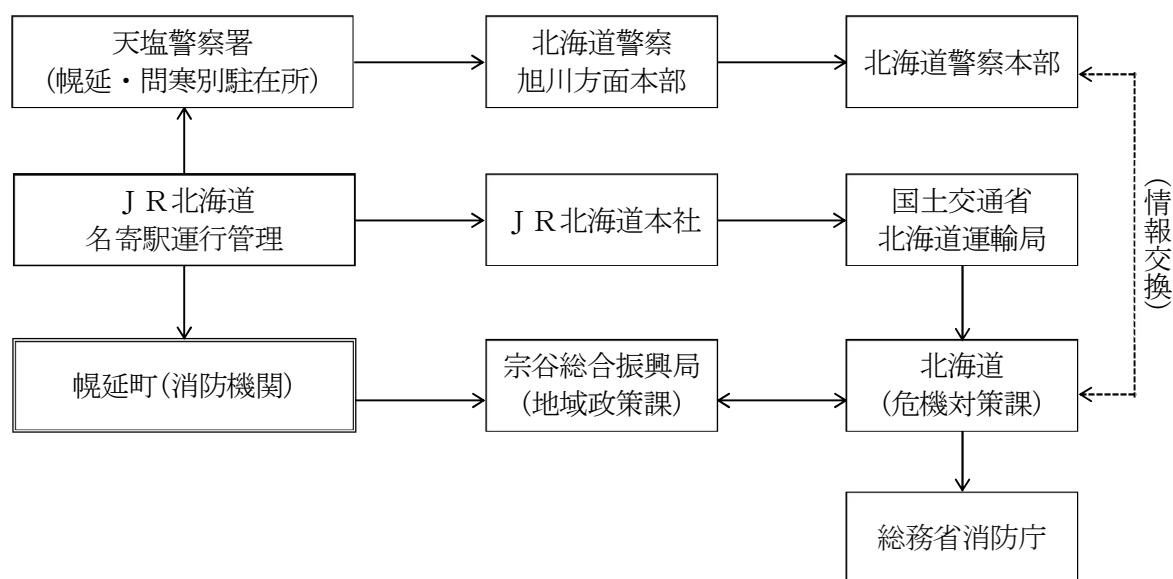
2 鉄道事業者

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

第3項 災害応急対策

1 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生した場合の連絡系統は、次のとおりとする。



連絡先

国土交通省 北海道運輸局 鉄道部 安全指導課
 (所在地) 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目
 (電話) 011-290-2732
 (FAX) 011-290-2717

北海道旅客鉄道株式会社 名寄駅運行管理
 (所在地) 〒096-0001 名寄市東1条南5丁目1-8
 (電話) 01654-6-0004

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「基本対策編／第2章／第4節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 救護活動

鉄道災害時の医療救護活動については、「基本対策編／第2章／第11節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、鉄道事業者においても、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

第3節 道路災害対策計画

第1項 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第2項 災害予防

町は防災関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者

- (1) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2 天塩警察署（幌延駐在所・問寒別駐在所）

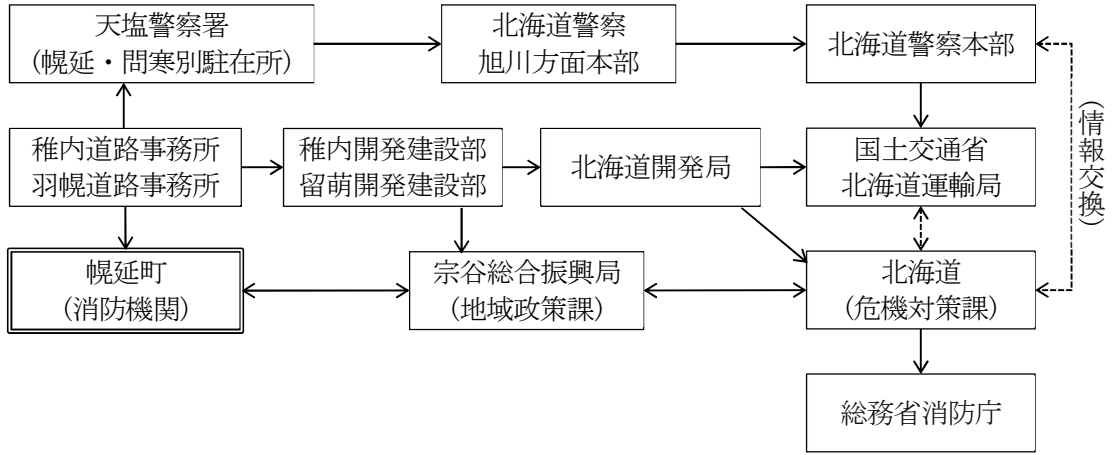
道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3項 災害応急対策

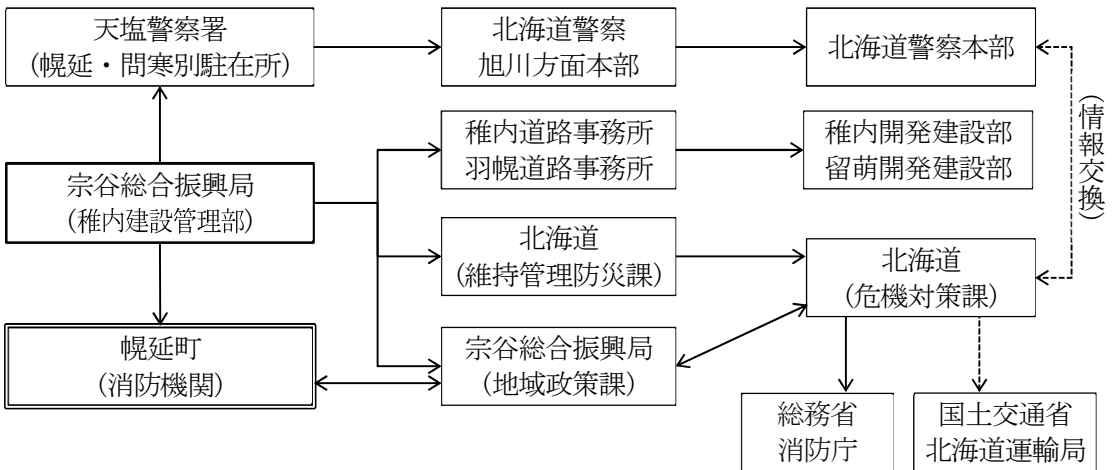
1 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

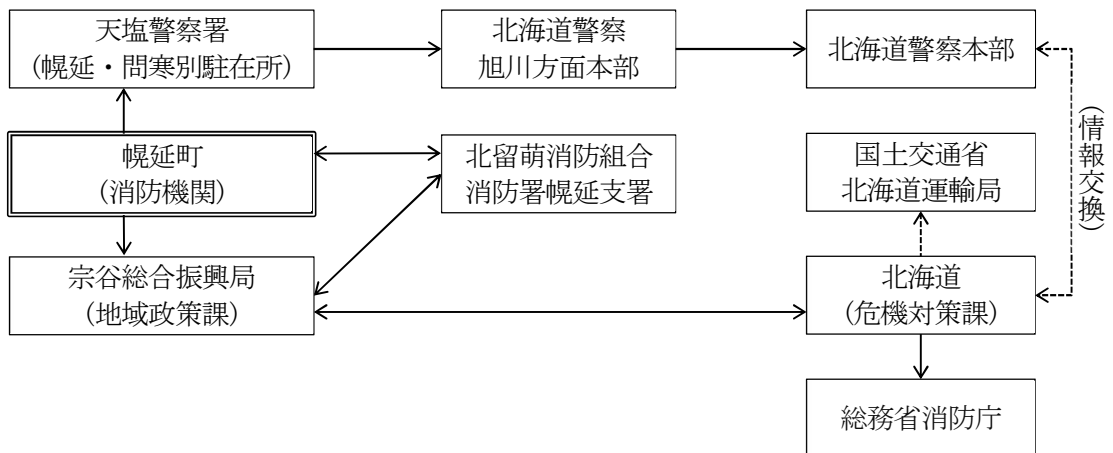
(1) 国が管理する道路の場合



(2) 北海道が管理する道路の場合



(3) 町が管理する道路の場合



(4) 連絡先

国土交通省 北海道運輸局 総務部安全・防災危機管理調整官
(所在地) 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目
(電話) 011-290-2711
(FAX) 011-290-2701

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「基本対策編／第2章／第4節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ① 道路災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 交通規制

道路災害時における交通規制については、「基本対策編／第2章／第14節 交通応急対策計画」の定めのほか、次により実施するものとする。

(1) 天塩警察署（幌延駐在所・間寒別駐在所）

道路災害発生場所に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

4 医療救護活動

鉄道災害時の医療救護活動については、「基本対策編／第2章／第11節 医療救護計画」

の定めにより実施するほか、道路管理者においても、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

5 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

② 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の点に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用する等して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

第1項 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2項 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ指定されているもの。

《例》 ウラン、プルトニウムなど

第3項 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ③ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物除去、その他の災害発生防止のため、応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 北留萌消防組合消防署幌延支署

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 天塩警察署（幌延駐在所・問寒別駐在所）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類の安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るとともに北海道に報告するものとする。

(2) 北留萌消防組合消防署幌延支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 天塩警察署（幌延駐在所・問寒別駐在所）

- ① 火薬類取締法により、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類の安定度に異常を呈したとき及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北留萌消防組合消防署幌延支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 天塩警察署（幌延駐在所・問寒別駐在所）

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）、天塩警察署又は幌延消防支署に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 北留萌消防組合消防署幌延支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 天塩警察署（幌延駐在所・問寒別駐在所）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者（医療機関）

① 事業者（医療機関）において、レントゲン等における放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学省、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 北留萌消防組合消防署幌延支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保安管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

(3) 天塩警察署（幌延駐在所・問寒別駐在所）

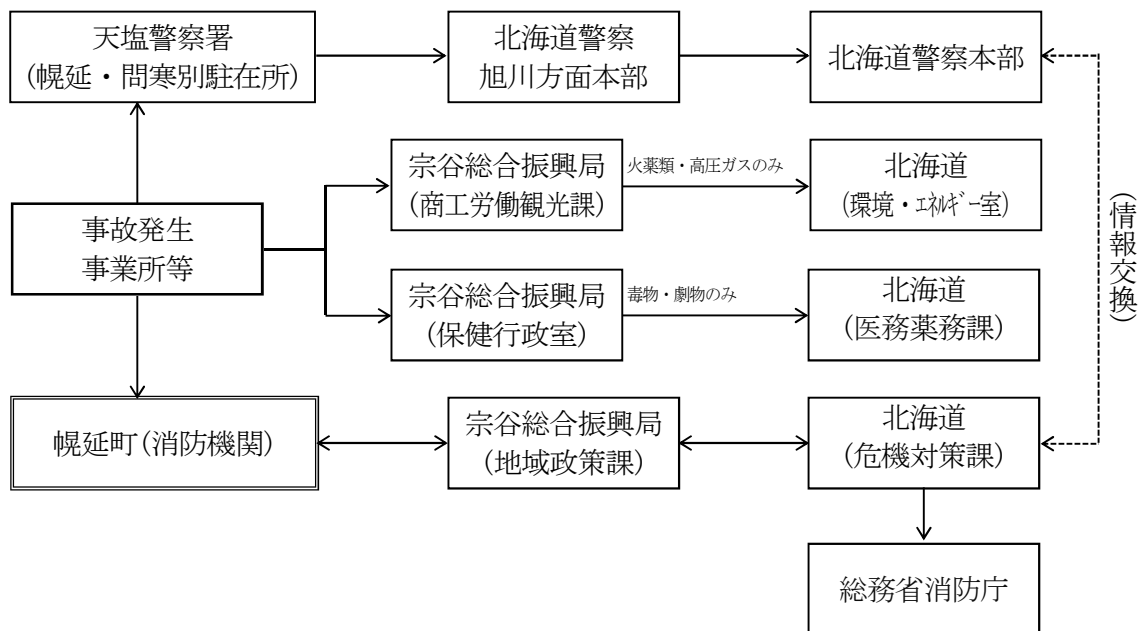
① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4項 災害応急対策

1 情報通信連絡系統

危険物災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「基本対策編／第2章／第4節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

4 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努めるものとする。

(2) 北留萌消防組合消防署幌延支署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

- ① 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- ② 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1項 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2項 災害予防

1 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進するものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定図を作成するよう努めるものとする。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導するものとする。

5 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広告活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者単身住宅に対する防火訪問の実施などにより避難行動要支援者対策等に十分配慮するものとする。

また、地域の自主防災組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進するものとする。

6 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等による、消防水利の多様化及び確保に努めるものとする。

7 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械、資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めるものとする。

8 防災訓練の実践

町及び防災関係機関は、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

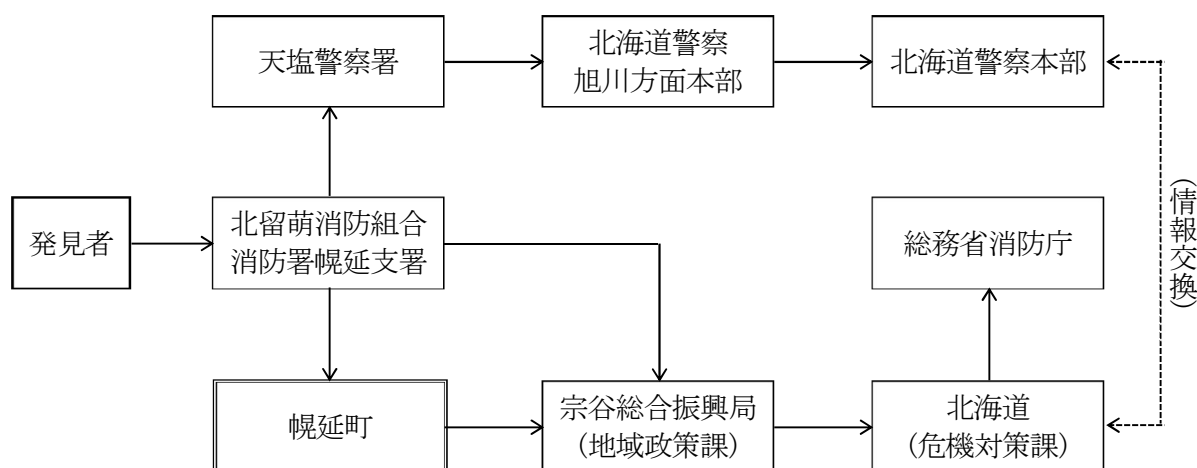
9 火災警報

町長は、宗谷総合振興局（地域政策課）から火災気象通報を受けたとき、若しくは、気象の状況が火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令するものとする。

第3項 災害応急対策

1 情報通信連絡系統

大規模な火災災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



2 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火災災害時は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火災災害時は、その状況に応じて円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置して災害応急対策を実施するものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「基本対策編／第2章／第4節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否状況
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響カその他必要な事項

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら、消防活動を行う。

また、消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施するものとする。

第4項 災害復旧対策

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧をすすめるものとする。

第6節 林野火災対策計画

第1項 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2項 災害予防

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであることを踏まえ、国、北海道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

1 北海道森林管理局、北海道、町

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- ① タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ② 入林の許可・届出等について指導するとともに、入林者に対しては、携帯用灰皿などを携行するよう呼びかける。
- ③ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- ④ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

林野火災危険週間（4月1日～6月30日（うち無煙期間5月初旬～5月中旬）以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- ① 森林法（昭和26年法律第249号）及び幌延町火入れに関する条例（昭和61年条例第3号）に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- ② 火災警報発令又は気象条件急変の際、一切の火入れを中止させる。
- ③ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- ④ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 消火資機材の整備

- ① 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- ② ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努める

とともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

2 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (2) 巡視
- (3) 無断入林者に対する指導
- (4) 火入れに対する安全対策

3 林内事業者

林内において、森林施業、鉦山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- (1) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (2) 火気責任者の指定する喫煙所等を指定し、標識及び消火設備の完備
- (3) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

第3項 幌延町林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の関係機関により構成された幌延町林野火災予消防対策協議会が相互の連絡、情報交換、指導等について推進するものとする。

1 実施機関及び協力機関

町、宗谷森林管理署、宗谷総合振興局森林室、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、留萌北部森林組合、陸上自衛隊第2師団第3即応機動連隊、天塩警察署、北留萌消防組合幌延支署、幌延町消防団、幌延町農業協同組合、幌延町観光協会、幌延町商工会、JR北海道幌延駅、王子木材緑化(株)旭川営業所、幌延町各地区森林愛護組合

2 実施期間及び火災予防強調期間、無煙期間

- (1) 危険期間 : 4月1日～6月30日
- (2) 火災予防強調期間 : 4月中旬～5月31日
- (3) 無煙期間 : 5月初旬～5月中旬

3 気象情報対策

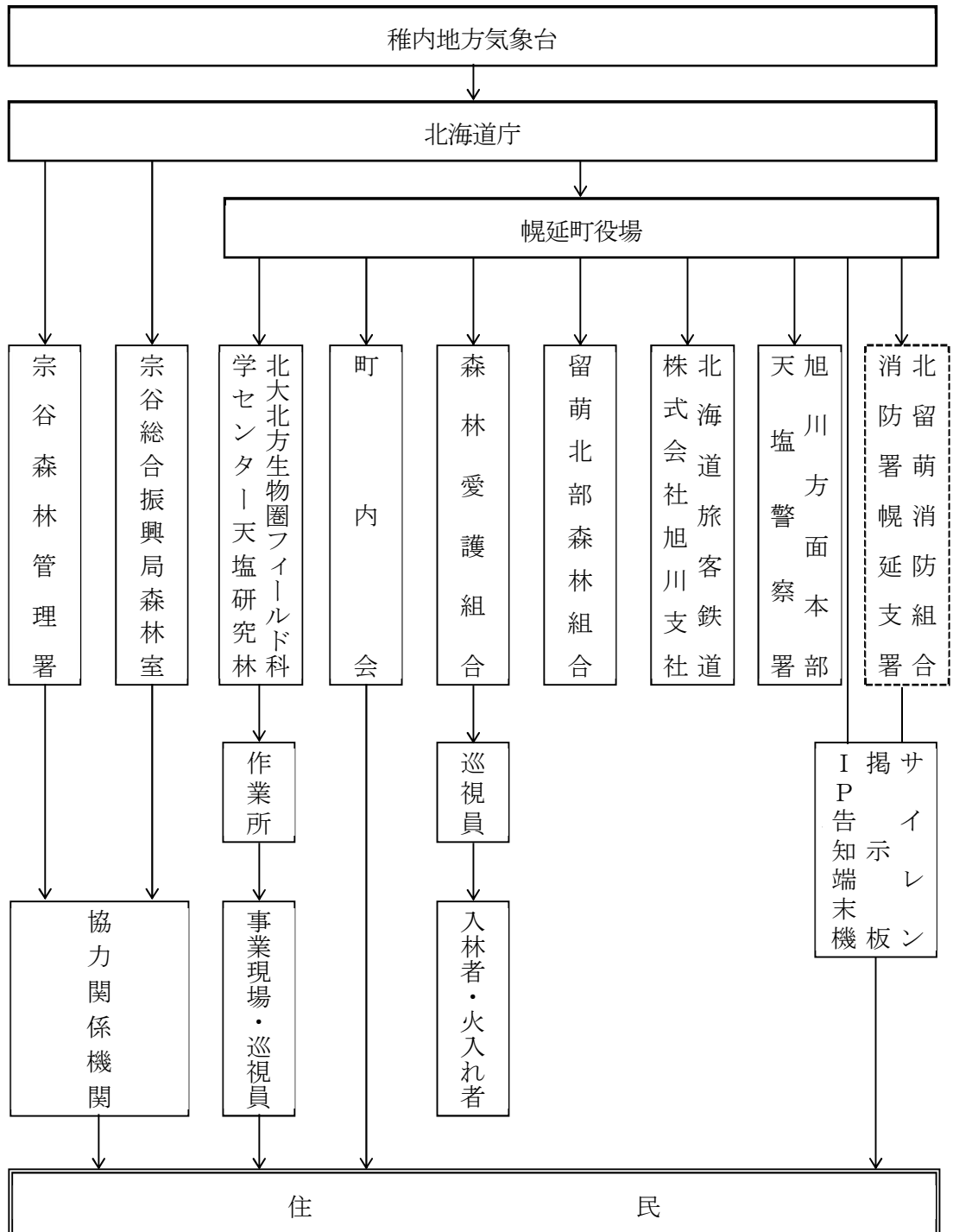
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

- (1) 林野火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行う。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



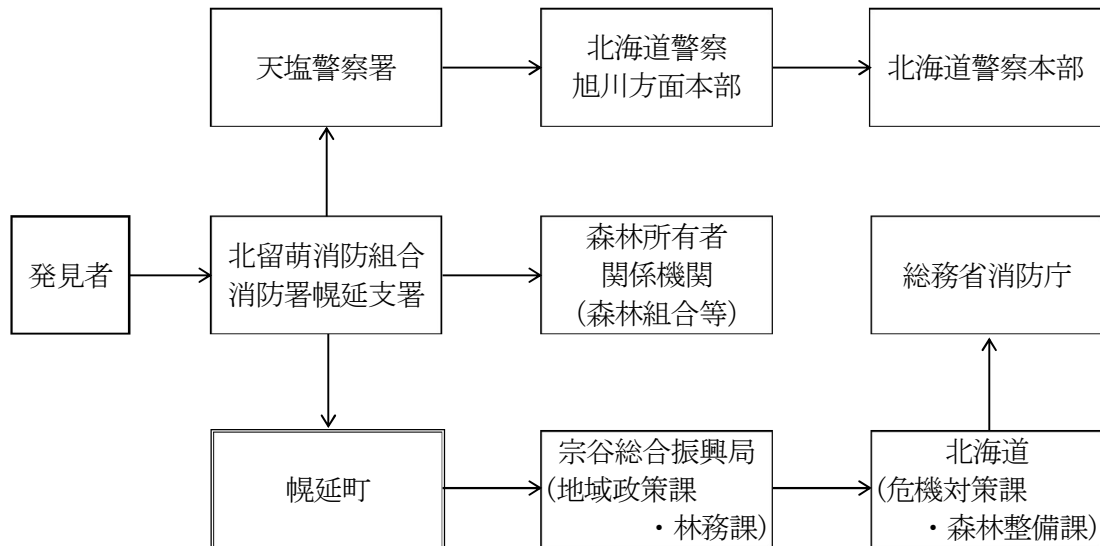
町は、林野火災気象通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署、森づくりセンター等関係機関へ通報するとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

また、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき火災に関する警報を発するものとする。

第4項 災害応急対策

1 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2 実施事項

- (1) 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (4) 町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり行う災害広報は、「基本対策編／第2章／第4節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

5 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消防部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努めるものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。